

第2回教育委員会（定）

開会日時 令和6年 1月 24日（水） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時05分
開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	長 沼 豊
委 員	野 田 義 博

出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	雨 谷 周 治
教育総務課長	諸 橋 達 昭	学 務 課 長	金 子 和 也
指 導 室 長	氣 田 眞由美	新しい学校づくり課長	柏 田 真
学校配置調整担当課長	早 川 和 宏	施設整備担当副参事	伊 東 龍一郎
生涯学習課長	太 田 弘 晃	地域教育力推進課長	高 木 翔 平
教育支援センター所長	石 野 良 恵	中央図書館長	松 崎 英 司

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和6年第2回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、雨谷地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長、金子学務課長、氣田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、伊東施設整備担当副参事、太田生涯学習課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、野田委員にお願いいたします。

本日の委員会は2名から傍聴の申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

次に、非公開による審議とする案件の確認をいたします。

日程第一 議案第1号「板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン2030（原案）について」と、報告1「教育活動中に発生した事故に係る示談処理について」、報告4「「板橋区特別支援教育推進指針」の策定について」と、報告5「「板橋区いじめ防止対策基本方針」の改訂について」は、令和6年2月の文教児童委員会で審議を予定している案件であり、委員会に提出する前である本日の教育委員会において公開で審議を行うことにより具体的かつ自由な討論、審議ができないおそれがありますので、一時非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 はい。それでは、そのように処理いたします。

○議事

日程第二 議案第2号 東京都板橋区立天津わかしお学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(学務課)

教 育 長 それでは、議事に入ります。初めに、日程第二 議案第2号「東京都板橋区天津わかしお学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を、次長と学務課長から説明願います。

次 長 よろしくお願いたします。

議案第2号 東京都板橋区天津わかしお学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、議案を提出いたします。

提出者は中川修一教育長でございます。

内容といたしましては、天津わかしお学校の賄費の改正、値上げについてでございます。食料費が高騰している中、現在の賄費では量・質ともに同等の食事を提供できないため、改正するものでございます。

詳細につきましては、学務課長からご説明いたします。

学務課長 それでは、規則の改正の中身について、ご説明いたします。

新旧対照表をご覧くださいと思います。

改正の概要でございますが、第19条におけます賄費の日額を改めるものでございます。3年生及び4年生につきましては、現在の874円のを955円に改めるところでございます。5年生及び6年生につきましては、905円を986円に改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

教育長 ありがとうございます。質疑、意見等ございましたら、ご発言ください。

(なし)

教育長 それでは、お諮りします。日程第二 議案第2号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 それでは、そのように決定します。

○報告事項

2. 「板橋区立学校食物アレルギー対応の手引き」の改訂について

(学-2・学務課)

教育長 それでは、報告事項を聴取します。報告2「「板橋区立学校食物アレルギー対応の手引き」の改訂について」、学務課長から報告願います。

学務課長 資料は「学-2」をご覧くださいと思います。

「板橋区立学校食物アレルギー対応の手引き」の改訂についてでございます。

現在、学校給食におけるアレルギーにつきましては、食物アレルギー対応の手引き、食物アレルギー除去食対応実践資料集、食物アレルギー対応標準化書式の運用についてに基づき対応しているところでございます。今般、これらを1つにまとめまして、「板橋区立学校 食物アレルギー対応の手引き」として作成いたしました。

まず、1、令和6年4月からの変更内容でございます。

1つ目が、学校給食で提供しない食材でございます。

現在、既に使用していない食材でありますソバに加えまして、令和6年4月から新たに落花生やピスタチオなどのナッツ類につきましても給食の献立では使用しないことといたします。

2つ目が、乳アレルギー児童生徒に対する段階的対応の廃止でございます。

これまで乳アレルギーの児童生徒に対しましては、例えば脱脂粉乳などの乳製品が含まれるパンなどについては提供可能としてございましたが、文部科学省の指針にのっとりまして、微量であったとしても乳製品が含まれる食材は提供しないことといたします。

3つ目が、おかわりルールの統一でございます。

これまで学校ごとに対応が異なっておりましたおかわりにつきましては、調理器具などを介したアレルギー食材の混入事故防止の観点から、その日の給食でアレルギー対応が必要な児童生徒につきましては、「おかわり」や「盛り付け後の量の調整」は禁止することといたします。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等ございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(なし)

○報告事項

3. 日本語学級の移設について

(学-3・学務課)

教 育 長 それでは、報告3に移ります。「日本語学級の移設について」、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 続いて、資料は「学-3」をご覧くださいと思います。

日本語学級の移設についてでございます。

現在、小学校に3校、中学校に2校、日本語学級を設置し、日本語の習得を目的とする授業を行っております。一方で、小学校の35人学級編制の導入及び一部の地域におけます再開発等に伴う人口増の影響によりまして、小学校の通常学級数は増加傾向でございます。一部の設置校では日本語学級の設置が困難であるというふうな課題がございます。

1の概要でございますが、具体的には板橋第六小学校におきましては、大山駅周辺の再開発等に伴い、児童数及び学級数の増加が見込まれており、日本語学級用教室の確保が困難な状況となっております。そこで、これまでの児童の通級状況や設置可能な教室、学校までのアクセスなどを踏まえ、令和7年4月から上板橋第四小学校へ移設するものでございます。

2は移設先でございます。繰り返しになりますが、上板橋第四小学校に移設してまいります。最寄り駅は東武東上線の上板橋駅でございます。小学生が歩いて5分程度の距離のところでございます。

3は移設時期でございますが、令和7年4月でございます。

4が移設の準備でございまして、必要な改修工事や什器・教材の移設に伴う運搬が必要になってまいります。

5が、本年5月1日時点の小学校における日本語学級の通級児童数の推移でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等ございましたらご発言ください。

高 野 委 員 小学校の場合、日本語学級への通級というのは保護者の方が付き添うのでしょうか。その辺を少し教えてください。

学 務 課 長 基本的には保護者の方の付き添いということになってまいります。

高 野 委 員 令和5年度は板六小に21人が通っているということなのですが、この方たちについては、場所が変更になるけど通級が可能かどうかというのは、一応ヒアリングみたいなものはされているのでしょうか。

学 務 課 長 保護者へはまだお伝えしておりませんので、この委員会を経て、保護者の方には十分な説明をしていきたいというふうなところでございます。

高 野 委 員 新河岸小、板六小、板八小の場所の関係からいって、板六小は東上線を利用している方の利用が多いのでしょうか。

学 務 課 長 赤塚方面からも、板橋第六小学校については、約4割程度が通っておりますので、移設先としましては、より中間地点に移設ができるかなというところがございます。

教 育 長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

野 田 委 員 ご説明ありがとうございます。これからご検討されるのかと思いますが、教員の配置や補充など、人員の確保の見通しは立っておりますでしょうか。

学 務 課 長 基本的には、人員の確保につきましては指導室を通じながら十分な体制の構築ということをやっております。

野田委員 先日、学校訪問で板八小の日本語学級を見せていただきました。多くが1対1で対応されており、対象となる児童が21人となる場合、児童に対する教員の割り当てなど、十分な対応ができるように検討いただけましたら幸いです。

学務課長 ありがとうございます。

教育長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

(なし)

教育長 では、次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありますでしょうか。

(なし)

教育長 それでは、先ほど申し上げましたように、議案第1号、報告1、報告4、報告5については一時非公開として聴取いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第一 議案第1号 板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン2030
(原案)について

(教育総務課)

教育長 それでは、議事に入ります。日程第一 議案第1号「板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン2030(原案)について」、次長と教育総務課長から説明願います。

次長 それでは、議案第1号、板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン2030について、議案を提出いたします。

提出者は中川修一教育長でございます。

これまで、昨年4月の策定方針から骨子案、また素案と、教育委員会の方にも報告させていただいてございます。そこで頂いたご意見を反映しながら、その間にも区役所内部での検討会、また学識経験者の入っている検討会議というものがございしますが、こちらも経て、このたび推進ビジョンの原案として、まとめていったところでございます。本日、原案をお示しいたしまして、ご意見を頂きながら、最終案として議会に報告して、今後の施策につなげていきたいと考えてございます。

詳細につきましては、教育総務課長からご説明いたします。

教育総務課長 それでは、資料「総－１」をご覧ください。

こちらが原案になっておりまして、前回の素案から加筆された部分を中心に説明したいと思います。

大きくは、アンケート結果が出ましたので、そちらの集計等を反映させたということと、推進方針部分を前回は９つ示していましたが、１つ加えまして、合計１０個で推進方針を固めたこと、最後には実施計画２０２５の重点戦略１・２・３に対応する形で取組を３つずつお示ししていましたが、共通項目として、４つ目の実施計画に対して２つの取組を加えたということが加筆部分になります。

それでは、中身を簡単にお話しします。

まず、１３／７８ページまで行っていただけますでしょうか。こちらがアンケート結果の集計を加筆したページの始まりになっております。

こちらの方に、２、板橋区立中学校部活動の現状ということで、基礎データの方をお示ししてございます。アンケート集計は、先生、生徒、保護者、それぞれ３部門に対して行っている状況でございます。

まず、（１）学校部活動は最新情報では３００部ちょうど設置されているということが分かりました。そのうち運動部は１７４部、文化部は１２６部という内訳でございます。

（２）部活動の活動状況で、部員数ですが、生徒数９，３４３名に対して７，７５４名という状況でございます。

また、その下、（３）教員・指導者の状況でございますが、３００部の部活動に対しまして、５７０名の教員が顧問を担っているという状況でございます。また、民間の指導者も、部活動指導員３名、それ以外に部活動指導補助員という形で１００名を超える者が支援している状況でございます。

（４）部活動の廃部、創部状況なのですが、令和４年度から５年度にかけて８部が廃部というデータがございます。また、令和５年度時点で１９部が募集を停止していて、募集を一旦停止しますと、おそらく２年以内に廃部が見込まれるという状況になります。これらの理由の主なところでは、生徒数の減少、教員の異動、活動場所や施設の都合というようなものが、主な理由のところでは挙げられております。

ページを１つ行っていただきまして、１４／７８ページ、調査の概要はこちらの方にお示しいたしました。

さらにページを行っていただいて、調査結果の分析の方はこちらに示しておりますが、その後、またさらに送っていただいて、１７／７８ページ、こちらからデータを、アンケート結果をグラフの方で示しているところになります。この辺り、主なところを少しだけ触っていきたいと思います。

まず、１７／７８ページから、３つの調査のうちの１つ目、教員意識調査というものでございます。

教員に主なところを聞いておりまして、またページを送っていただきまして、

18 / 78 ページ、①設問 3-1 というのは、これからも中学校教育に部活動は必要だと考えるかというところで、①必要、②どちらかというとな必要なのですが、①と②を合わせると過半数ということで、中学校教育に部活動は必要だと考える先生は過半数を超えている状況が分かりました。

さらに、また1ページ送っていただいて、19 / 78 ページ、顧問としてやりがいを感じるかどうかを聞いている設問では、①感じる、②どちらかというと感じるといふ①と②の答えを合わせると、こちらも過半数を超えているという状況があります。

そのような状況ですが、一方、さらにページを送っていただいて20 / 78 ページでは、そのような部活動の顧問として負担を感じているかという設問に対して、①感じる②どちらかというと感じる、①と②を合わせると75%を超える状況というところで、やりがいとか必要性を感じながらも負担は非常に感じているという先生の状況が垣間見えると思います。

また、少しページを送っていただきまして、23 / 78 ページから、生徒対象の調査結果になっております。こちらの中で特筆すべきところは、活動時間とか、そのようなものは皆さん、今やっていることは妥当だなど、日数なんかも含めて、このようなものがちょうどいいというような状況が見えますが、28 / 78 ページまで少し飛んでいただけますか。

こちらの方、左側の青いグラフの設問内容は、指導について、どのようなスタイルの部活動を選びたいかというところで、①指導者の指導を受けて、活動内容も指導者が決める部活、要は全部を先生等、指導者に引っ張ってもらいたい、これが31.6%。一方、②指導者の指導はもちろん受けるのですが、活動内容は自分たちが主体的に決める部活動がいいなと思っている子たちは45.8%というところで、③指導というよりは見守ってもらってサポートを受ける形で、より自分たちが活動内容を主体的に決めたい、③は20.6%ございまして、主体性を持った活動という②③を合わせますと65%強ということで、子どもたちが主体的に活動したいと思っているところがかいま見えると思います。

また、少し気になるところでは、30 / 78 ページに飛んでいただきまして、一番力を入れていた部活動の種目を引き続き卒業後にも取り組みたいですか、要は続けたいですかという設問に対して、①とてもそう思う、②そう思うというのは、もちろん過半数いるのですが、③そう思わない、もしくは④まったくそう思わないという子どもたちを合わせると40%ぐらいいました。

その理由として、右側で聞いているのですが、③その種目をやることに満足した、もうやり切った。これは非常にポジティブな考えでいいのですが、それは27.3%あるのですが、少し気になるのが④その種目をやることに疲れた、飽きたというのが27.3%あって、少しこの辺りは燃え尽き症候群のようなものが垣間見えるかなと。

1ページ送ってもらおうと、31 / 78 ページからが保護者対象調査というところで、③設問 3-1 というのが円グラフでありまして、部活動や部活動に代わる新しい活動で、要はいたばし地域クラブのようなもので、指導者は誰がいいと思

うかという問いかけに対しまして、①専門的な指導ができなくても学校の先生がいい、②専門的な指導ができるなら学校の先生がいいということで、先生がいいというのは、①②を合わせても15、6%なのですね。保護者はそのように先生に対するこだわりはなくて、専門的な指導ができるなら外部の人でもいいという形で、そういう結果が出ています。

一方、もう言っちゃったのですけれど、手前にありました生徒たちの中で同じような設問を聞くと、保護者よりはるかに先生とやりたいという声がありまして、現時点で子どもたちの先生とやりたいという声が、少なくとも保護者よりは少し多いなというような状況も見えます。

最後に、その次のページ、費用負担の話を保護者に聞いているのですが、これに対して、費用負担があることについてどう思うかという問いかけに対しまして、何かメリットがあれば、技術指導などのメリットがあれば受け入れてもいいという②の答えと、③持続可能な仕組みのためには必要である、②と③を合わせると圧倒的多数で93%ぐらい。①メリットがあっても受け入れられないというのは7%にとどまっているので、意外とその辺り、ご家庭は中学校の部活動が有料化されることについて一定の理解を示してもらっているなという印象があります。

ただ一方、右側で、じゃあいくらまでの負担ならいいと思うかという点では、ボリュームゾーンは③1,000円、④2,000円、⑤3,000円の辺りで75%ぐらい、そういうゾーンです。もちろん500円とか0円というご家庭もあります。そういうような状況が見えます。

最後に、そのような費用負担について推測されるのは、次のページで学校部活動以外の活動に参加しているかを問いかけまして、月額費用を聞いているのですが、その中央値で2万5,000円というデータが出ました。各ご家庭は今、学校外で月中央値で2万5,000円の負担をしているというところにおいては、追加的に地域クラブ等への会費が発生したとしても、先ほどのボリュームゾーンが1,000円、2,000円、3,000円辺りでしたから、10%増ぐらいのイメージだと思うのですが、今かかっている学校外の月のお金に対して10%増ぐらいのお金ならば受け入れてもいいと考えているのかなというふうに推測しています。

そのようなデータが出ましたので、こちらの方は、原案の方に書かれています。

それ以外としては、またページをずっと送っていただきまして、52/78ページまで行っていただけますでしょうか。

52/78ページのところに推進方針を掲げてございます。前回は9項目だったのでですけど、今回は10項目に増やしまして、1つ増やしたのは、「①希望する全ての子どもたちが誰一人取り残されることなく、活動に参加できる仕組みの構築をめざす」、これを最上位の推進方針として新たに加えてございます。

最後が、実施計画の加筆部分ですが、65/78ページです。こちらに、これまでの重点戦略1・2・3に対する取組に加えまして、共通項目という箱を作りまして、取組を2つ。

1つは国・東京都への働きかけというところで、財政支援は非常に重要でその

で、このような支援を国や都に働きかけるということを新たに取組として加えました。

もう1つの取組の方は、取組2としまして「地域人材を活用した地域移行への枠組みの検討」ということで、様々な民間の指導者が地域移行を支えていただくに当たって、そのような地域の人材に地域移行後の活動に協力してもらわなければいけませんので、そのような枠組み、人材バンクであるとか、手を挙げたい人、やりたい人が参加できる、このような枠組みを区民文化部と一緒に、もしくは区民文化部が中心になると思いますが、検討していきますということ、実施計画の中の取組として加えさせていただきます。

以上のことを加筆した上で、原案として進めていきたいということでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等ございましたらご発言ください。

長 沼 委 員 ありがとうございます。とても興味深く聞かせていただきました。

いいなと思ったのは、丁寧に教職員や生徒、保護者の意識を聞いて、それを踏まえてこれから推進を図ろうとしている点です。

全体を見ますと、地域移行ということでこの調査が行われて、在り方を検討されたのですが、今の部活動の実態、それから在り方、そこに関わる皆さんの意識、それもよく分かりました。今まで部活動に関してこれだけ大がかりに、しっかりと在り方を調べたのは、意外となかったのではないかと思います。その点でも、とてもいいと思ったのです。

地域移行もさることながら、今の部活動、学校部活動の在り方をどのようにしていくのかということでも、これをしっかり学校の先生方に受け止めていただいて、もっとよりよくしていただきたいと思います。

例えば先ほどご紹介があった、燃え尽き症候群みたいなことになっちゃっているのかどうかということについても、もう少し部活動の在り方、生徒たちのニーズをちゃんと踏まえて内容や方法を決めるとか、キャプテンを中心に練習メニューを考えると、部活動改革に資するような形でぜひ使っていただきたい、中学校の先生方に校長先生を通してお伝えしていただきたいと思いました。

それから、たくさんあるのですが、お時間があるので1つだけにします。私が注目したのは29/78ページです。合同部活動について、生徒たちに意識を聞いてみたときに、左側が活動場所で、右側が他の学校の生徒と一緒に活動することについての意識なのですが、抵抗感があるというお子さんももちろん4割ぐらいいるのですが、いいですよというお子さんも6割ぐらいいて、誰とやるかというのがありますが、本当に自分たちがやりたい種目や文化活動ができるということが実は大事なのだなということが分かりました。

この点は、ちょうど一昨日に掛川市で検討会議があって、私は出てきたのですが、ほぼ同じような意識でした。生徒たちは他の学校の子とやるということに対

してそれほど抵抗はないということが分かってきました。

それから、左側の活動場所についてもそうで、移動してやるというのも構わない、自分がやりたい種目ができるのだったら合同部活でもいいという子が多いということ、これが数字でしっかり出ていると思います。

ちなみに掛川市では、中学生に聞いたら、徒歩と自転車で行ける範囲と回答した子が多かったのです。中学生にとって徒歩か自転車で行けるのだったら、そこに活動場所があるのだったら合同部活でいいのだと。これは地域移行になったときにかなり有益な情報ですので、この辺をしっかりと押さえた上で実施されると思います。

長くなりましたが以上です。

教 育 長 ありがとうございました。

教育総務課長 ありがとうございます。前半でおっしゃっていただいたような、データをしっかりと生かしてというところ、しっかりとやっていきたいと思います。

同時に、アンケート結果が全てと捉えてやると、例えば子どもたちが先生とやりたがっているのであれば、先生との仕組みを温存しましょうということになっていくのですが、同時に潜在意識といいますか、潜在ニーズといいますか、色々あると思いますので、その辺りはしっかりとこれからも施策の取組でシンポジウムをやっていくということもありますので、このようなところで先ほどの燃え尽き症候群の話ですとか、活動場所や活動する体系の話、このようなものをしっかりと議題として取り上げて、話をしてもらいながら、区民の方、生徒さん等の意識が変わっていくとすれば、そのようなところにもしっかりと照準を合わせて新しい形をつくっていききたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

教 育 長 その他、いかがでしょうか。

青 木 委 員 すみません。1つ質問になってしまいますが、部活の設置、それから廃部の話がありまして、大変参考になったのですが。

例えばなのですが、小学校、中学校で、地域のスポーツクラブ等で結構な成果等を出して、それぞれ通学している学校として競技会なんかに参加するときに、学校単位でないといけないという縛りがあった場合、私立なんかでは、部活動の実態はなくても、顧問を急遽つくって、大会に出られるようにするというのを今やっているそうなのですね。公立ですと、今のお話ですと廃部ですとか設置だとかというのを、それぞれ仕組みを決めて手順を踏んでやっていけないといけないという話だと思うのですが、その辺で例えば臨機応変ということ考えたときには、どういう対応をされているのかというのを少し伺いたいです。

教育総務課長 大会参加に係ることですね。

青木委員　　そうです。

教育総務課長　　まず一義的には、学校部活動に係る大会は中体連さんが回しているというところで行くと、中体連さんがどういうふうに大会のスキームをつくっていくかということに尽きてしまうのですが。

少なくとも東京都においては、このような地域クラブに対応していこうという流れがもう既にできて、具体的に参加が容認されていますので、種目によって参加の仕方は違います。例えば区内中学校で競い合うような、板橋区内大会みたいなところから参加できる種目もあれば、クラブチームはクラブチームだけで競ってもらって、勝者が都大会に駒を進めるような形になっている。種目によって違うのですが、少なくとも東京都においてはあらゆる形、クラブ、学校の範囲に限らず出られる状態はできています。

ただ一方、従来のルールとして、大会でいい結果を残すための合同チームであるとか、今おっしゃっていただいたような、普段は別のクラブチームでやっている、すごいまい子たちを集めて、学校で例えば軟式野球部として出すということになったとき、その辺りが防がれるようなルールが従来からあって、例えば合同部活動は、勝つための目的としてやる合同チームは出られないとか。あくまで少子化で足りないからの合同部活動は出られる、そのような細かいルールがあったようなので、その辺りの従来からの規約と地域クラブを想定した新しいルール、この中で、今は過渡期で色々と参加規定が決まっているようですので、もしかすると不都合な部分もあるのかもしれませんが、それは年々修正されていくのかなというふうに思っています。

青木委員　　ありがとうございます。

今のお話の中で、私が聞いている話はやっぱり1人、2人の話で、単独の個人競技であったりとかというので、チームスポーツに色々なところから集めてという話は今初めて聞いたので、確かにそういうこともあり得るんだなというのは思いましたが。

そういうニーズに対してどう応えていくかも、私立なんかでは逆にそういう形を取った方が、先生たちの働き方改革が意外に有利に進んでいたりという話も聞こえてくるので、少しそういう事情もあったりするのかなということを含めて、今後この活動にうまく反映していただければと思います。

どうもありがとうございました。

教 育 長　　その他いかがでしょうか。

私の方から、55/78ページ、今とても耳に響きやすいことが聞こえてくるのですが、やはり課題というのが非常にあると思うのですが、課題一覧というのが出ているのですが、この解決に向けてどのようなことを考えていらっしゃるのかを、少しお聞かせ願えますか。

課題によりながら、少し細かい話にはなってしまうのですが。

(1) 財源の確保という点では、先ほどの新たな取組として国・都への働きかけ、ここが重要ですので、それが大きな解決策になると思います。

(2) 指導者の専門性と資質・能力、必要な指導者の確保といった、この辺りはこのような課題がありますので、板橋区としては、そこを解決するという意味でも行政による地域クラブの推進というのを掲げています。なかなか民間で受皿になってもらう、そこに生徒たちを導くということになりますと、間接的な指導にとどまったりしてしまう関係で、どうしても、このような指導者の資質・能力がまずかったときに色々な打ち手が直接できないということがありますので、少なくともいたばし地域クラブのような形で教育委員会が直接行うことで、そのような指導者をお願いするにしても、辞めてもらうにしても、直接的に権限が及ぶので、まずはそのようなことを中心にして、この辺りにしっかりと対応して、保護者、生徒さんに安心してもらうというところだと思います。

同時に、もちろん民間の指導者の方にも、そのようないたばし地域クラブの取組や方針を準用してもらう形で、同じようなレベルで対応してほしいということも併せて本編の中にも記載しております。

(4) 活動場所については、基本的に学校単位ということになりますので、新しい種目をつくるという点では活動場所の確保が大変難しくなるのですが、既存の学校部活動の種目が地域クラブに置き換わっていくということであれば、活動場所はそのまま引き継げると考えておりますので、この辺り、そのようなことをうまくやりながら、移行のタイミングを図っていくことで解決していきたいなと思います。

(5) 費用負担については、先ほどのアンケート結果が少し心強いところではあるのですが、この辺り、少なくとも費用を理由にして参加できない家庭、子どもがいるということは避ける形で対応していく。そうすると、生活保護家庭は大丈夫なのですが、就学援助を受けているような家庭、ここは非常に難しい部分があるので、この辺りをどうするかということをしかりとこれから詰めていきたいというふうに思います。

(6) 大会等への参加は今、青木委員からお話しいただいた部分でございますので、そのような考えでございます。

最後、(8) 関係者の意識改革、ここはとても重要なことでして、これに対処するのが先ほど申し上げましたシンポジウムということ。このシンポジウムは、一方的な説明会というよりは、突き詰めて話をしたい課題、議題を都度皆さんと話し合っ、パネルディスカッションをしたり、グループによった熟議をしたりしながら、答えは求めませんが、話し合いをすることを年に3回ぐらい、それを何年も続けていきたいなと。

そうすると、そもそも部活動は学校がやるべきことかどうか、このような議論をしてみたり、子どもが成長するのに補欠という制度がいいのか悪いのか、熱血的に頑張ることがいいのか悪いのか、いいのか悪いのかということか、こういう点は

いいし、こういう点は悪いと。このようなことをシンポジウムでしっかり何年もかけて区民の方とやり取りしていくと、この辺の関係者の意識改革、もちろん先生もなのですが、変わってきて、また先ほどお示ししたアンケートは毎年取りたいと思っていますので、アンケートにどこまで、どういう変化が出るか、そういうものも研究していきたいなというふうに考えております。

教 育 長 今、何年もかけてという言葉があるのですが、短期的な目標としては、土曜日、日曜日の教員の部活動の負担を減らすということが目標であるかのように書いてあるのですが、それはそれでよろしいのでしょうか。

教育総務課長 今回の部活動改革、地域移行というものは、1つの目的ではなくて複数の課題を解決しなければいけない、非常に複雑な課題です。

その中の1つ、教員の長時間労働という部分を包括しますと、ここは非常に待ったなしの状況がございます。ですので、そこについては先生が倒れる前に一定の効果を示さないといけないという点で、あのような短期のマイルストーン、一次目標をお示ししていますので、ここについては、やればやれるほど少なくとも先生の負担が減るという点では、恐れるのは先生がパンクして学校部活動というのがいきなり消えてしまって、生徒、子どもたちにとって、いきなり来年からとか明日からスポーツ・文化・芸術活動で成長する機会が失われるということですので、そうならないように短期目標を定めて、そこは可能な限りしっかりとやっていくということでございます。

教 育 長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一 議案第一号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○報告事項

1. 教育活動中に発生した事故に係る示談処理について

(総-2・教育総務課)

教 育 長 では、報告1に移ります。「教育活動中に発生した事故に係る示談処理について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 資料をご覧ください。「総－２」をご覧ください。
損害賠償額の決定を専決処理したということの報告でございます。
令和５年９月１３日に加賀中学校の移動教室で八ヶ岳中央農業実践大学校を訪れたときに、その駐車場内におきまして、生徒が観光バスに乗り込む際に砂利道の石が蹴り上がるという状態が起きたと思われまます。それによりバス入口扉のガラスが破損いたしました。これの損害賠償金としてお支払いするものです。
示談の相手方は区外法人、このバス会社でございます。
示談成立日は令和５年１２月２５日です。
損害賠償額の方は１万１，０００円ということになります。
なお、支払いにつきましては特別区自治体総合賠償責任保険により補填されるというものでございます。
以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等ございましたらご発言ください。

(なし)

○報告事項

４．「板橋区特別支援教育推進指針」の策定について

(指－１・指導室)

教 育 長 それでは、報告４に移ります。「板橋区特別支援教育推進指針」の策定について、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 よろしくお願いたします。

資料の方、「指－１」、「板橋区特別支援教育推進指針」の策定についてというものをご覧ください。こちらのところで説明をさせていただきます。

まず、１、趣旨についてでございますが、特別支援教育につきましては「いたばし学び支援プラン２０２５」「いたばし子ども未来応援宣言２０２５」「板橋区障がい者計画２０３０」という本区の行政計画におきまして、関連する事業が取り上げられております。その推進に取り組んでいるところではございますが、この３つの計画に分散して掲載されているため、一覧性に欠けまして、全体像が分かりにくい面がございます。

そのような中、区長部局で策定しております「板橋区障がい者計画２０３０」におきまして、「インクルーシブ教育システム構築の推進」に取り組むものとされております。また、教育委員会でも策定しております「いたばし学び支援プラン２０２５」におきましても、「特別支援教育に関する理解啓発」を図るとされているところでございます。

そこで、特別支援教育に係るこれらの行政計画のいわば補足編といたしまして、「板橋区特別支援教育推進指針」を策定し、インクルーシブ教育システムの視点

から関連事業を整理し、説明を補充し、その理解を深めるというところと、インクルーシブ教育システム構築のための基礎としたいということで、今回の策定に至っております。

2をご覧ください。内容についてでございますが、ここがございますように、3つの章と資料編から構成しております。

第1章につきましては、先ほど述べました趣旨等が記載されております。

第2章につきましては、特別支援教育を巡る現状について、5点を取り上げております。

第3章につきましては、板橋区の特別支援教育に関連する事業を3つの視点から整理しまして、本区の行政計画では表し切れていない部分の内容を補充しているものでございます。

最後は資料編というような形になっております。

送っていただきまして、次のページをご覧ください。横になっているものですが、本区の行政計画から特別支援教育に関連する事業を抽出しまして整理し、その内容を補充する過程を図にしたものでございます。

左から右に見ていただきたいのですが、まず一番左のところでございますが、特別支援教育を取り扱っている本区の行政計画、3つの計画になります。

その隣の関連事業のところですが、これらの計画から特別支援教育に関連する21の事業を抽出いたしました。

右の21事業を、先ほどの資料の中にある3つの視点、学びの選択、教育体制の整備、個別最適な学び、交流・共同学習という視点から整理、分析したものが真ん中になります。

真ん中のところの一番上の折れ線グラフの欄を見ますと、少し小さくて申し訳ございませんが、就学相談のニーズの高まりが見て取れます。学びの場の選択のサポートが大切であることが、ここからうかがえるかなというところがございます。

その下のシルエットの欄を見ますと、特別支援教育を巡っては多くの人材が今も関わっているところがございます。教育体制の整備に当たっては、これらの人材をただやみくもに活用するのではなくて、インクルーシブ教育システムの考え方にのっとって、体系的に、また効果的に活用することが大切であるというふうに考えております。

その下の棒グラフの欄をご覧くださいませうでしょうか。「発達障がいに関する園・学校生活で困りごと」に関しまして、先生の理解や配慮が足りない場合があるというようなことが上位に挙がっているような現状がございます。教育的ニーズに応え切れないことがうかがえるところがございます。このようなニーズに応じて、多様な学びの場がそれぞれの役割を発揮する必要があるかなというところがございます。

最後、このページの一番右のところでございますが、以上の整理に基づきまして、3つの視点から関連事業の内容を補足・補充いたしました。3つの視点、1点目は最適な学びの選択、2点目は関係者一丸となった学びの応援、3点目は切

れ目のない学びの提供、この3つの視点でございます。

インクルーシブ教育のシステムの考え方、通常の学級においても特別支援教育の考え方を取り入れることがとても大切でございますので、最後につけました資料編の方におきましては、通常の学級における特別支援教育と題して、その導入的内容を掲載したところでございます。

この指針を通じまして、板橋区におけるインクルーシブ教育システムの構築の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

すみません。雑駁ではありますが、資料の説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等ございましたらご発言ください。

今、インクルーシブ教育システムという言葉がたくさん出てきているのですが、もう1度インクルーシブ教育システムという言葉の定義をご説明願えますか。

指 導 室 長 本区としましては、インクルーシブ教育というのは障がいのある者と障がいのない者が共に生きていく、共に過ごす、生活していくというような形で捉えているところでございます。

教 育 長 それは常にとということですか、それとも必要に応じてという意味合いですか。

指 導 室 長 本区の今の考え方としてのフルインクルーシブの考えでは、そこまでではありませんので、できる限りのところで、可能などころにおいてできる限り共同でこのような場を構築していくというところでございますので、もちろん個人においては、先ほど申し上げました学びの場の選択ができるような形で、個人に合った学びの場の選択というのは必要かと思っておりますので、その場が確保された上で、障がいがある者、ない者が共同で生活する場もめざしていくというか、確保していくというような考え方にしているところでございます。

教 育 長 その他いかがでしょうか。

青 木 委 員 インクルーシブということで、特に障がいを含めての対応という中では、板橋区にはご承知のとおり志村学園という、都内でも有数の障がい者教育を進めているところがあります。我々も教育委員として見学もさせていただいたときがあるのですが、例えば小学校や中学校でそのようなところの見学のようなものというのをやっている例があるのかどうか、もしご存じでしたら。

指 導 室 長 小・中からそちらの方の見学というのは、なかなか今のところ行われていないかなというところがあります。高島特別支援学校が東京都の方のセンター的機能、地域のセンター的機能を担っておりますので、そちらから各学校の方へ来ていただいたり、副籍交流もやっておりますので、そういう交流はあるのですが、なかなか小学生や中学生がそちらの方にとというのは、あまり例はないです。

ただ、中学校で進路を決めるときに、当然、通常の高校とかチャレンジスクールであったりというところに行かれるお子さんもいるのですが、やはり多くの選択肢は特別支援学校が多いかと思しますので、そのようなときに板橋特別支援学校や高島特別支援学校は本区ですので、そのような選択肢もありますし、就職をやがてはめざすお子さんにとっては就労技術科のある志村学園をめざされるお子さんもいらっしゃいますので、そのようなときに訪問するというようなことはあるかなというふうには。

青木委員　そうですね、希望した子たちは。

職業人教育といいますか、あれに関しては志村学園はものすごく進んでいる気がしますので、そのようなところを見られると、希望や、将来に対しての目的を持てるかなと思いましたので、少し伺ってみました。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

教育長　その他いかがでしょうか。どうぞ。

高野委員　特別支援学級のある学校ではインクルーシブの取組というのはよく見受けられて、色々な行事の中で、例えば運動会では一緒に種目に取り組むというところがたくさん見られるのですが、特別支援学級がない学校でインクルーシブに取り組んでいくのは実現が難しいのかなと感じることがあります。できることを見つけて、意識を持ち続けることが一番大事なのかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

指導室長　ありがとうございます。

支援学級があると、やっぱり日常的に学級のお子さんたちも、その学校の一員ですから、今おっしゃってくださったように、交流や共同学習がしやすいということはあるかと思うのですが、実際のところ、なかなかまだそこが、交流はできていても共同学習にまで進んでいないという現状も一方ではありますので、まずそこは推進していくことが1つの大きなところでございます。

また、そのような学級が併設されていないところにおきましては、おっしゃってくださったみたいに、人権教育の中であったり、障がい者を理解する道徳科の中であったり、学級活動の話合いの中でそのようなことを意識化していくことや、先ほど申しあげました副籍交流もやっていますので、地域にお住まいの特別支援学校へ行っていらっしゃる方を呼んで交流したりというところで進めていくような形が、取組が現状としてはあるかなと思います。

教育長　ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○報告事項

5. 「板橋区いじめ防止対策基本方針」の改訂について

(指-2・指導室)

教 育 長 それでは、報告5に移ります。報告5「「板橋区いじめ防止対策基本方針」の改訂について」、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 よろしくお願ひいたします。

資料の方は「指-2」①の方を、まずはご覧いただけますでしょうか。

こちらの方で、今回の改訂についての経過等を示させていただきます。

上段の方でございますが、まず改訂の経緯なのですが、平成25年6月28日に公布の「いじめ防止対策推進法」に基づきまして、本区の方でも「いじめ防止対策基本方針」というものを平成26年11月に策定したところでございます。その後、平成29年3月に文部科学省の方から「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定がなされました。こちらは「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定ということで、ここで初めて文科省の方も、いじめの重大事態ということを大きく盛り込んだというか、取り上げていったところでございます。

板橋区におきましては平成28年に発生しましたいじめの重大事態の調査、再調査が継続して行われていたということもありまして、調査主体である「板橋区いじめの重大事態再調査委員会」から、令和4年2月にいじめ重大事態再発防止に関するご提言を頂いたところでございます。このような提言等も踏まえまして、今回の基本方針の改訂を行うに当たりましては、この中にそのような提言を踏まえた内容等もしっかり盛り込んだというところで、今回の改訂といった形になっております。

少し簡単にはなりますが、改訂の内容についてご説明を申し上げますので、②の本編の方をご覧いただけますでしょうか。

まず最初に、基本理念と基本方針の3本柱、1ページになりますが、こちらの方は前回のもので変わっておりません。引き継いでおります。

それから、大きく変えたところ、3点の中の1点目なのですが、前回の緑色の基本方針、前回はこれになるのですが、こちらの方には、板橋区における各部署によるいじめの未然防止の対策につきまして明示がありました。ただ、こちらにつきましては、今現在、各部署のところでやっていないものや名前を変えているもの等、色々ありまして、これから、社会情勢の変化等もある中で各施策が改善されることも踏まえまして、このたびの基本方針の中から、この点については削除したというところになっております。

それから2点目ですが、先ほど申し上げました、いじめの重大事態の再発防止に関する提言を受けて追加修正した内容について、大きく3点でございます。

まず1点目が、6/25ページを見ていただきますと、2(1)ウのところになります。下の方に「専門的知識を有する者(スクールロイヤー等)を活用す

る」というふうに書いてございますが、提言の中で各学校と連携しておりますスクールロイヤー、法的な知識を持つ専門家を活用するというような提言を頂いたところで、こちらの方を明記いたしました。

それから、提言の2点目としまして、7/25ページになります。

(2) 学校における取組のところでございますが、②アのところです。スクールカウンセラー等の活用ということが提言の中で示されたところでございます。いじめ防止対策委員会を学校は開きますが、ただ単に教員だけではなくて、このようなスクールカウンセラーのような専門家の活用というところを明記いたしました。

3点目の提言を盛り込んだ内容につきましてですが、本編の6ページ、8/25ページになります。

③学校におけるいじめの防止等に関する取組の中のウ、早期対応のところでございます。一番下の方になりますが、スクールソーシャルワーカーを活用した保護者への支援・助言というところでございます。今回の提言のところで、やはりなかなか保護者への支援が足りていなかったというところのご指摘がございまして、このようなところにスクールソーシャルワーカーを活用という提言があったことを、ここに踏まえたところでございます。

大きく改訂したところの3点目でございますが、8ページをご覧ください。10/25ページになります。こちらのところが今回大きく変わったところです。

重大事態における組織的対応の流れに関するフロー図を、基本方針の中に盛り込みました。前回の26年度版の中にも、いじめの重大事態についての定義については明記していたのですが、このような対応のフローというのはございませんでしたので、今回このような形でいじめの重大事態、これからかなり増加傾向になってくると思われませんが、このようなところの対応をしっかりと基本方針の中に盛り込んだというところでございます。

このようなことを踏まえまして、学校ごとの基本方針を作成する際の指針となるように、今回改訂、整理しましたので、各学校がこれに基づいたいじめの対応をしていくということで、学校の方を支援していきたいというふうに考えております。

雑駁な説明でしたが、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。質疑、意見等ございましたらご発言ください。

現行のもの比べると、かなりボリューム的にはトーンダウンしているような感じがするのですが、必要な項目については全て網羅されているという判断でよろしいでしょうか。

指導室長 この方針にのっとって、各学校がしっかりとこれを意識してやっていけるような形で載せておりますので、大事なところについては反映させております。

教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして本日の教育委員会は閉会いたします。
 ありがとうございました。

午前 1 1 時 0 5 分 閉会